

○防衛省令第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

防衛大臣 中谷 元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

第一条～第十条 （略）

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第十一条 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号並びに同項第三欄第二号から第四号までの規定及び第七号中「内部部局」

を「防衛省本省の内部部局」に改め、同項中

前号に規定する官 の指揮監督を受け 官職の属する職制 の段階	係員
---	----

を

一の二 防衛人事審議会

八
職 上 る

幕	陸	八の二 防衛人事審議会に置かれる防衛大臣の定める官職の属する職制上の段階	八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
号に掲げる部局又は機	十七 この項第二欄第三		係員
	室長	監察官	

に、

三 統合幕僚監部 上幕僚監部、 僚監部及び航 空幕僚監部	三 統合幕僚監部、 上幕僚監部、海上 幕僚監部及び航空幕 僚監部
	三 統合幕僚監部、 上幕僚監部、海上 幕僚監部及び航空幕 僚監部

僚

関等（以下「幕僚監部
」という。）の課の所
掌事務を分掌する室の
長の属する職制上の段
階

を

二十六

に置か

二十七

に附置

及び先

ンター

部、陸	海上幕	空幕僚
十七 総括官の属する職制上の段階	十七の二 参事官の属する職制上の段階	十七の三 この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「幕僚監部」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階
総括官	参事官	室長

に、

二十八
に附置

二十九

技術研究本部 れる内部部局			
百八	技術研究本部に置	百六	技術研究本部長の 属する職制上の段階
部長		百七	技術研究本部副本 部長の属する職制上の 段階
		副本部長	本部長

かれる内部部局（以下「技術研究本部内部部局」という。）の部長の属する職制上の段階	百九 技術研究本部内部部局の課長の属する職制上の段階	百十 技術研究本部内部部局の課の所掌事務を分掌する室の長に属する職制上の段階	百十一 第百九号又は前号に規定する官職を補
	課長	室長	課長補佐

の段階 百十三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	百十二 技術研究本部内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	佐し、次号又は第百十三号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階
係員	係長	

		技術研究本部 される研究所 進技術推進セ
百十六 研究所の課長又は先進技術推進センターの所掌事務を分掌する室の長の属する職制	百十五 技術研究本部に附置される研究所（以下「研究所」という。）の部長の属する職制上の段階	百十四 技術研究本部の研究所長及び先進技術推進センター所長の属する職制上の段階
課長	部長	所長

百十九 前号に規定する	百十八 研究所の課又は 先進技術推進センター の室の所掌事務を分掌 する係の長の属する職 制上の段階	百十七 前号に規定する 官職を補佐し、次号又 は第百十九号に規定す る官職のつかさどる事 務を整理する官職の属 する職制上の段階	上の段階
係員	係長	課長補佐	

を

二十	二十	二十	二十
----	----	----	----

	技術研究本部 される試験場	
官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上 の段階	百二十 この項第二欄第 二十八号に掲げる部局 又は機関等（以下「試 験場」という。）の長 を助け、試験場の事務 を整理する官職の属す る職制上の段階	百二十一 試験場の所掌 事務を分掌する班の長 の属する職制上の段階
	副場長	班長

装 備 施 設 本 部			
百二十五 装 備 施 設 本 部 の 課 長 の 属 す る 職 制 上 の 段 階	百二十四 装 備 施 設 本 部 副 本 部 長 の 属 す る 職 制 上 の 段 階	百二十三 装 備 施 設 本 部 長 の 属 す る 職 制 上 の 段 階	百二十二 前 号 に 規 定 す る 官 職 の 指 揮 監 督 を 受 け る 官 職 の 属 す る 職 制 上 の 段 階
課 長	副 本 部 長	本 部 長	係 員

百二十八 装備施設本部 の課又は室の所掌事務	百二十六 装備施設本部 の課の所掌事務を分掌 する室の長の属する職 制上の段階 百二十七 第二百二十五号 又は前号に規定する官 職を補佐し、次号又は 第二百二十九号に規定す る官職のつかさどる事 務を整理する官職の属 する職制上の段階	室長
係長	課長補佐	

六 削 除	百六から百十三まで 削 除	を分掌する係の長の属 する職制上の段階 百二十九 前号に規定す る官職の指揮監督を受 ける官職の属する職制 上の段階
七 削 除	百十四から百十九まで 削 除	
八 削 除	百二十から百二十二まで 削 除	係員

に、

九
削除

百二十三から百二十九ま
で
削除

	百五十九 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	係員

を

三十六 防衛装備庁長官 、防衛技監及び防衛装 備庁の内部部局				
百六十二 防衛装備庁に 部長	百六十一 防衛技監の属 する職制上の段階	百六十 防衛装備庁長官 の属する職制上の段階	百五十九 前号に規定す る官職の指揮監督を受 ける官職の属する職制 上の段階	係員
	防衛技監	長官		

置かれる内部部局（以下「防衛装備庁の内部部局」という。）の部長の属する職制上の段階	百六十三 防衛装備庁の内部部局の課長の属する職制上の段階	百六十四 防衛装備庁の内部部局の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	百六十五 第百六十三号
	課長	室長	課長補佐

又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百六十七号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	百六十六 防衛装備庁の内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	百六十七 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制
	係長	係員

三十七 防衛装備庁に置かれる研究所及び先進技術推進センター	
百六十八 防衛装備庁の研究所長及び先進技術推進センター所長の属する職制上の段階	上の段階
百六十九 防衛装備庁に置かれる研究所（以下「研究所」という。）の部長の属する職制上の段階	部長
百七十 研究所の課長又は先進技術推進センターの所掌事務を分掌す	課長

に改める。

る室の長の属する職制上の段階	百七十一 前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百七十三号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	百七十二 研究所の課又は先進技術推進センターの室の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階
	課長補佐	係長

三十八 防衛装備庁に置かれる試験場		
百七十三 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	百七十四 この項第二欄第三十八号に掲げる部局又は機関等（以下「試験場」という。）の長を助け、試験場の事務を整理する官職の属する職制上の段階	百七十五 試験場の所掌事務を分掌する班の長
係員	副場長	班長

本則の表二の項第二欄第一号及び同項第三欄第一号中「内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め

の属する職制上の段階	百七十六 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
	係員

局			
十 技術研究本部内部部			
三十二 技術研究本部技	三十一 技術研究本部副	三十 技術研究本部研究	開発評価官の属する職
室長	副技術開発官	制上の段階	制上の段階
	技術開発官の属する職	制上の段階	

、
同項中

術開発官の所掌事務を 分掌する室の長の属す る職制上の段階	三十三 前号に規定する 官職の指揮監督を受け 、次号に規定する官職 の事務を整理し、及び これに係る研究指導を つかさどる官職の属す る職制上の段階	三十四 前号に規定する 官職の指揮監督を受け る官職の属する職制上
主任研究官		研究員

			官
--	--	--	---

を

局 十 防衛装備庁の内部部			
官職の指揮監督を受け	三十三 前号に規定する	職制上の段階	三十二 防衛装備庁装備 開発官の所掌事務を分 掌する室の長の属する 職制上の段階
主任研			室長
		三十一 防衛装備庁装備 開発官の属する職制上 の段階	装備開
		上の段階	革新技
		三十 防衛装備庁革新技 術戦略官の属する職制	

の段階

術戦略官		

の段階 る官職の属する職制上 官職の指揮監督を受け 三十四 前号に規定する	、次号に規定する官職 の事務を整理し、及び これに係る研究指導を つかさどる官職の属す る職制上の段階	研究員

究官		発官
----	--	----

に改め、同表十の項第二欄中「防衛省」を「防衛省本省又は防衛装備庁」に改め、同表

十一の項第二欄中「内部部局」を「防衛省本省又は防衛装備庁の内部部局」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。